

令和 5 年度下野市当初予算編成方針

令和 4 年 1 0 月 1 2 日

1 本市の財政状況

本市の財政状況は、令和 3 年度決算における財政力指数等の状況は、経常収支比率、経常一般財源比率、一般財源の構成比及び投資的経費の構成比についてはいずれも令和 2 年度と比較して好転しているが、公債費負担比率については要注意とされる 15% を超えており、市債の借り入れを伴う事業の実施について留意を要する状況にある。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率 4 指標の状況は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は令和 2 年度に引き続き良好な状況にあるが、実質公債費比率は、公債費の増加により令和 2 年度より上昇しているものの、国の基準を大幅にクリアしており、現時点において、健全財政が維持できている。

今後の課題としては、

- ①新型コロナウイルス感染症の影響は比較的少ないものの、コロナ禍の収束は見通しが立っておらず、税収確保は不透明な状況であること
- ②アフターコロナや原油価格・物価高騰などの社会・経済状況の変化に対する的確な対応が必要であること
- ③少子高齢化に伴う社会保障費関連の増加が見込まれること
- ④国庫・県支出金などの財源を積極的に導入すること。特に普通建設事業の実施にあたっては、それらの財源が必須となること
- ⑤合併特例事業債などの財源措置が有利な地方債を積極的に活用してきたことに伴い地方債現在高、公債費が伸びたこと

これらのことから、今後の財政運営については、経常経費の削減や財源の確保を図ることはもとより、将来負担を抑制するための優先順位をつけた事業の執行や取捨選択を行うことが重要である。

2 国・県の動向

国の「経済財政運営と改革の基本方針 2022（以下「骨太方針 2022」という。）」では、中長期の経済財政運営として持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進し、新しい資本主義に向けた重点投

資分野として、「人への投資と配分」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「スタートアップ（新規創業）への投資」、「グリーントランスフォーメーション（GX）への投資」、「デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資」について、計画的で大胆な重点投資を官民連携の下で推進するとしている。

令和4年9月に内閣府が発表した月例経済報告では、「景気は、緩やかに持ち直しているが、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としており、これを受けた政策態度として新しい資本主義を前に進めるため、物価高騰・賃上げへの取組、円安を活かした地域の「稼ぐ力」の回復・強化、「新しい資本主義」の加速、国民の安全・安心の確保を柱とする総合経済対策を策定し、速やかに実行するとしている。

また、県では、令和4年度当初予算を踏まえて試算した「中期財政収支見込み」において、令和3年度に引き続き、高齢化の進行等による医療福祉関係経費や公共施設等の長寿命化による大規模建設事業等関連経費の増加などにより今後も財源不足が見込まれるため、財政健全化に取り組み、持続可能な行財政基盤の確立を図るとしている。

3 編成の基本方針

「第二次下野市総合計画 後期基本計画」（以下「総合計画」という。）における3つのしもつけ重点プロジェクト及び「第二期下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の4つの基本目標の達成に向け、前述の本市の財政状況や国・県の動向を踏まえながらも、多様化する市民ニーズ、アフターコロナや原油価格・物価高騰など社会・経済状況の変化など、新たな環境に対応すべく、令和5年度の当初予算編成にあたっては、以下の3点を基本方針とする。

- (1) ワイズスペンディング（政策効果が乏しい歳出を、政策効果の高い歳出へ転換）の実行
- (2) 削減すべきところは大胆に削減し、投資や計画性のある経費の使い方への手厚い対応
- (3) これまで以上の「スクラップ・アンド・ビルド」と事業効果を最大化するための「選択と集中」の徹底

4 要求基準等

(1) 総合計画に定める重点プロジェクト及び総合戦略事業の着実な実行

①総合計画及び総合戦略の内容に、社会・経済状況を留意した予算とすること。

(2) 事務事業評価に基づく事業の選択と集中

①「継続実施」の事業であっても、事業目的の重要性、緊急性等を改めて検討するとともに、事業内容が事業目的を達成するのに適した方法かを慎重かつ十分に精査し、最小限の経費で最大限の効果を得られるような予算とすること。

②「見直し実施」の事業にあつては、令和4年度の実績等を踏まえ、事業目的の重要性・緊急性が低下した事業に関しては縮小・廃止を検討すること。

(3) 国庫・県支出金の積極的導入及び地方債、特定基金の活用

①限りある一般財源を有効活用するため、国庫・県支出金を積極的に導入すること。ただし、10/10の補助事業であっても、今後一般財源による事業継続を見込むものにあつては、必要となる経費（ランニングコスト）を含めて検討し、安易に事業化しないこと。

②国庫・県支出金の交付率によっては一般財源の支出を伴うことから、必要性や事業効果を十分に精査すること。

③地方債の活用にあつては、第一に交付税措置がある財政的に有利な地方債を活用する。

④森林環境整備促進基金については、積極的に活用されるよう各部局で検討すること。

(4) 自治体DXへの対応

①新規システムの導入及び既存システムへの対応については、手段と目的を明確にし、費用対効果など内容を十分に精査すること。

(5) 各部局の要求額は、別表「要求基準表」に掲げる経費の区分ごとに定める要求基準額の範囲内とする。

別表 要求基準表

経費の区分	要求基準
1 投資的経費	所要見込額を精査の上、各部局の枠配分額内
2 経常枠内経費	各部署または各部局の枠配分額内 <u>(令和4年度経常枠内経費から、同年度重点プロジェクト事業費・地方創生推進事業費を除いた額の3%を削減額とする。)</u> ※ただし、補助金や委託料等、予算要求要領に基づき適正に算出された額とする。
3 経常枠外経費（人件費、公債費）	所要見込み額
4 経常枠外経費（扶助費等、法令等に基づくものに限る。）	決算状況による増減要因と新たな増減要因を十分に精査・分析した上での所要見込み額
5 経常枠外経費（各特別会計繰出金・企業会計負担金）	各特別会計の決算状況と新年度の計画を精査した上でのルールに基づく所要見込み額
6 経常枠外経費（一部事務組合等分担金、負担金）	算出方法を精査の上での所要見込み額
7 インセンティブ還元額	下野市インセンティブ予算実施要領第3項第7号及び第8号の規定による還元額の範囲内とし、付与期間は還元額を決定した年度の翌年度から起算して3年度を上限とする。

5 査定の重点ポイント

予算編成時の大きな課題である健全財政の堅持と総合計画や総合戦略に基づく事業推進を基本とし、次の6項目を査定の重点ポイントについて、各部局内の十分な協議・調整に基づき、適正な要求をすること。

(1) 総合計画と総合戦略の実行に向けた予算要求

令和5年度は、総合計画の後期基本計画3年目となることから、計画の実現に向け取り組むとともに、施策・事業の相乗効果を最大限に高めるための要求とすること。

また、総合戦略における基本目標や新たな視点等を踏まえた施策・事業を推進する要求をすること。

(2) 投資的経費（一般財源分）の枠配分による計画的な執行

枠配分額を査定の上限とするので、各部局が主体となり、施策の片寄りが無く、最大限の効果を見込めるよう、部局内で枠配分の範囲内で調整した要求額とすること。

(3) 経常枠内経費（一般財源分）の枠配分による3%削減

令和4年度の当初予算経常枠内経費から、同年度重点プロジェクト事業費・地方創生推進事業費を除いた額の3%を削減額に設定。

(4) 扶助費関連の支出の見直し

真に福祉を必要とする人に対する給付となっているか、その有効性や適格性を客観的に判断する等、持続可能な制度設計に努めること。

積算にあたっては、国制度等の見直しや、高齢化等の進行による自然増を踏まえつつ、決算状況との乖離がないよう適正な額を計上すること。

(5) インセンティブ予算制度の継続実施

節減意識の醸成を目指して平成29年度に導入したインセンティブ予算制度を継続実施する。予算額の節減に全職員が積極的に取り組むため、各部局において環境の構築に努めること。

(6) 重点査定費目

- ・ 委員報償費については、会議内容と実態に合わせた金額とし、特別職委員報酬については、条例に準じた額とすること。
- ・ 会計年度任用職員に係る予算の計上については、必要人員について再検討してから計上すること。
- ・ 旅費については、コンプライアンスに係る法令研修は積極的参加とするが、形式参加や必要以上の旅費（宿泊研修含む）は控えること。
- ・ 補助金については、効果検証を行い、決算状況を審査した上で、原則令和4年度予算額を上限とした予算の計上と、更なる工夫に基づくものとする。

6 その他予算要求上の留意点

(1) 各部局とも自らの判断と責任において、市民ニーズを的確に把握した上で事業の優先順位を見極め、メリハリのついた要求とすること。

また、令和3年度決算額及び令和4年度の執行状況による精査、事業手法の見直しや自主財源の確保など、歳入・歳出全般にわたる事業内容の徹底した見直しを図ること。

(2) 国・県補助金の導入について最大限の努力を図り、財源の確保に努めること。また、市単独事業は、事務事業評価結果を勘案しつつ、事業継続

の必要性を再検証し、廃止又は大幅な見直しを図ること。とりわけ、事業費と受益者数を比較し効率性の低い事業は見直すこと。

- (3) 国の経済・財政再生計画に対応するため、各部署においては、情報収集に万全を期するとともに、国の補正予算や制度の変更等も想定し、準備を進めること。

なお、国・県の制度等が未確定な施策等については、現行制度による要求とする。

- (4) 要求にあたっては、これまでの議会審議（一般質問等）における市長答弁の趣旨を踏まえ積極的に事業を展開するとともに、監査委員からの意見等についても十分検討したものとすること。

また、職員提案審査結果についても早期実現に向け検討すること。